

遠賀川河口域における

不法係留船対策に係る計画書

平成23年2月

国土交通省九州地方整備局

福岡県

－ 目 次 －

I. 重点的撤去区域の設定及び同区域における	
	不法係留船の強制的な撤去措置に係る計画
1. 不法係留船の現状	2
2. 係留保管施設の現状	2
3. 恒久的な係留保管施設及び暫定的な係留保管施設	3
4. 重点的撤去区域の設定	3
5. 重点的撤去区域の不法係留船の強制的な撤去措置に係わる年次計画	3
II. 規制措置の実施計画	
1. 規制措置の基本方針	6
2. 規制措置の推進	6
3. 規制対象船舶の取扱い	6
4. 規制措置の周知徹底	6
5. 法律に基づく規制手順	6
III. その他	
1. 関係者への広報啓発活動	8
2. 計画推進のための体制と期待される役割	8

I. 重点的撤去区域の設定及び同区域における

不法係留船の強制的な撤去措置に係る計画

1. 不法係留船の現状

平成 22 年 9 月の実態調査によれば、遠賀川河口域の各河川には 775 隻の河川法上の不法係留が確認されている。なお、遠賀川河口域では河川区域と港湾区域の重複区域に不法係留は確認されていない。

西川、戸切川、吉原川では、河川の低水護岸部あるいは河岸に係船柱（杭等）を設置し、水面に不法係留している船舶が多く、遠賀川、江川では河岸に単管パイプ等によって簡易な栈橋を設置し水面係留している船舶や、高水敷に放置しているものが多い。なお、不法係留船の船種は全てがプレジャーボートであり、漁船は確認されていない。

また、上記 775 隻については、調査時において船舶検査済票がなく、現状では航行が不能な船舶及び廃船が約 200 隻含まれている。

表-1 不法係留船の現状

(H22.9 時点)

	管理者	右岸	左岸	計
遠賀川	国	135 隻	0 隻	135 隻
西川	国	308 隻	273 隻	581 隻
江川	県	23 隻	25 隻	48 隻
戸切川	県	0 隻	7 隻	7 隻
吉原川	県	4 隻	0 隻	4 隻
計	—	470 隻	305 隻	775 隻



写真-1 西川における係留状況



写真-2 遠賀川における係留状況



写真-3 遠賀川砂浜（高水敷）における放置

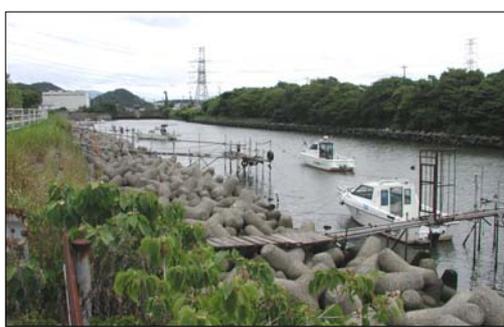


写真-4 江川における係留状況

2. 係留保管施設の現状

遠賀川河口域には、陸上保管が可能な民間係留保管施設（2施設）があるが、これら施設は、河川敷地の利用において河川管理者の占用許可を得ておらず、現在適正な保管施設となっていない。

また、遠賀川河口部には、県営港湾である芦屋港があるが、地域経済における物流港として利用されているため、現在、プレジャーボートの受け入れは実施していない。

一方、遠賀川河口域から約12km離れた北九州市若松区脇田地区では、北九州市が平成24年度開業を目指し、プレジャーボートの係留施設として脇田フィッシャリーナの整備（開業時約100隻係留）を進めている。（将来的には需要動向や財源等を考慮し状況に応じて残り約100隻の係留施設の整備を計画する予定である。）

さらに、遠賀川河口域の周辺市町にもプレジャーボートを受け入れている保管施設が19施設あり、平成22年5月現在、290隻の収容余力（空き）が確認されている。

3. 恒久的及び暫定的な係留保管施設

河川区域内における係留保管施設は、治水、利水および河川環境上支障の無い場合に限って設置することが可能であるが、遠賀川河口域の各河川では、治水上・河川環境上支障があると判断され、恒久的及び暫定的な水面係留保管施設を設置することはできない。

ただし、陸上保管を基本とした保管施設が設置される場合については、遠賀川河口域利用対策協議会が河川水面の利用向上及び適正化に資すると認める船舶係留施設等を整備する者に限り、占用主体として認め、その整備者に、河川管理者が治水上・環境上等の問題を考慮して、河川敷地の占用を許可することができる。その上でこれら保管施設を不法係留船の受け入れ施設として活用していくことも可能である。

また、遠賀川河口部周辺に位置する様々な施設等については、今後の社会動向等を注視しながら、係留保管施設としての利用可能性も考慮していくものとする。

4. 重点的撤去区域の設定

遠賀川河口域の河川特性（治水、環境等）および不法係留船の係留状況を踏まえ、強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川区域（以下「重点的撤去区域」という）を下記のように設定する。

表-2 重点的撤去区域

河川名	管理者	重点的撤去区域の設定範囲
遠賀川	国	遠賀川河口から遠賀川河口堰下流端・芦屋唐戸水門下流端まで
西川	国	遠賀川合流点から鹿児島本線鉄道橋上流約100mまで
江川	県	遠賀川合流点から鯨瀬防潮樋門・鯨瀬排水樋管・江川橋の各下流端まで
戸切川	県	西川合流点から若松橋下流端まで
吉原川	県	西川合流点から道管橋下流端まで

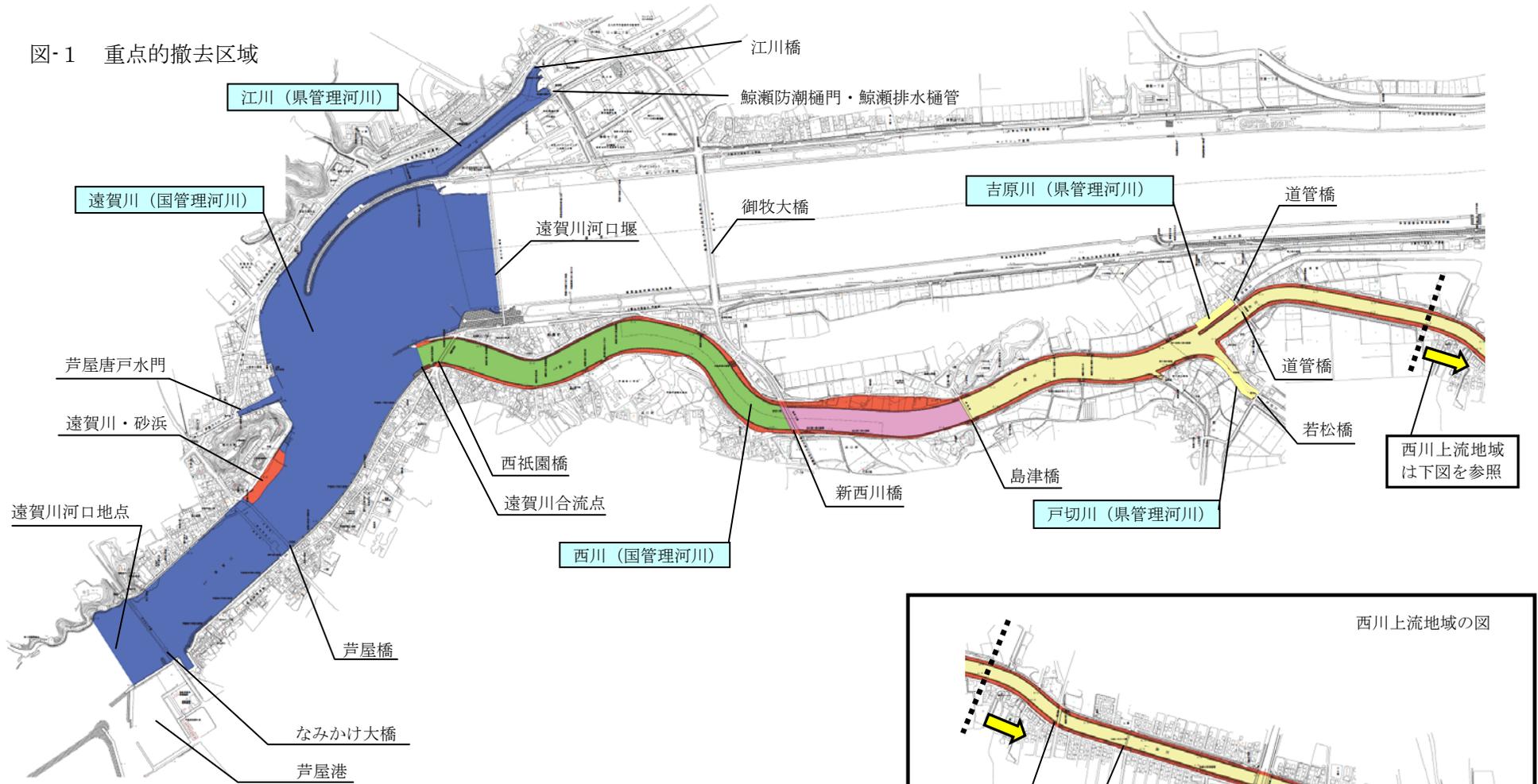
5. 重点的撤去区域の不法係留船の強制的な撤去措置に係わる年次計画

遠賀川河口域周辺には、既存の係留保管施設に収容余力（空き）があること。また、平成 24 年には近隣に脇田フィッシャリーナが開業することを踏まえ、重点的撤去区域を順次拡大し適正な水面環境を確保していくものとする。

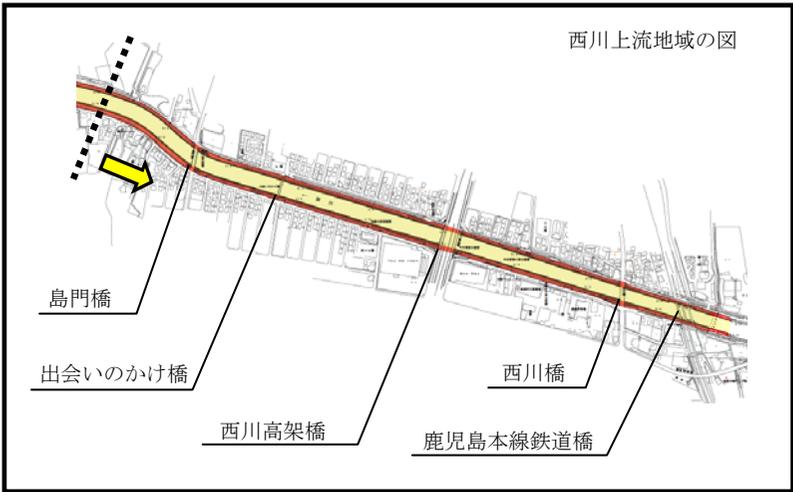
重点的撤去区域の拡大は、図-1 に示すように第 1 期から第 5 期に分けて実施していくものとする。設定時期は、第 1 期を平成 23 年度、第 2 期を平成 24 年度とし、それ以降は不法係留船の係留状況・係留保管施設の保管状況等を踏まえながら対応し、最終的に、遠賀川河口域全体を重点的撤去区域としていくものとする。

なお、重点的撤去区域以外の河川水面においては、新たに不法係留船を発生させないように行政指導等の適切な河川管理を実施していくものとする。

図-1 重点的撤去区域



重点的撤去区域	
■ 第1期	西川 高水敷（両岸・遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流 100mまで） 遠賀川 砂浜（右岸）
■ 第2期	西川 （島津橋下流端～鹿児島本線鉄道橋上流 100mまで） 戸切川（西川合流点～若松橋下流端まで） 吉原川（西川合流点～道管橋下流端まで）
■ 第3期	西川（新西川橋下流端～島津橋下流端まで）
■ 第4期	西川（遠賀川合流点～新西川橋下流端まで）
■ 第5期	遠賀川（遠賀川河口～遠賀川河口堰下流端・芦屋唐戸水門下流端まで） 江川（遠賀川合流点～鯨瀬防潮樋門・鯨瀬排水樋管・江川橋 各下流端まで）



0 0.5 1km

Ⅱ. 規制措置の実施計画

1. 規制措置の基本方針

重点的撤去区域においては、不法係留船に対して積極的に行政指導・簡易代執行・行政代執行等の措置を講じていく。なお、不法係留船に付随する栈橋・倉庫・係留柱・係留環などの不法工作物についても同様の措置を講じていくものとする。

2. 規制措置の推進

関係機関、関係団体等の協力を得て積極的に代執行等の規制措置を実施するものとする。遠賀川河口域周辺にある民間マリーナや今後整備される脇田フィッシャリーナにおける収容余力（空き）等を活用し、重点的撤去区域を順次拡大していくものとする。

3. 規制対象船舶の取扱い

遠賀川河口域に不法係留されている船舶は、原則、全てを対象として規制措置を実施していくものとする。

4. 規制措置の周知徹底

規制措置を効果的に実施していくためには、事前にプレジャーボートの所有者のみならず関係機関や関係団体等に広く周知することが必要である。

このため、河川管理者（国・県）は、地元自治体、マリーナ事業者及びプレジャーボート販売事業者などと連携し種々の方法を活用し、積極的に広報や周知活動を行うものとする。

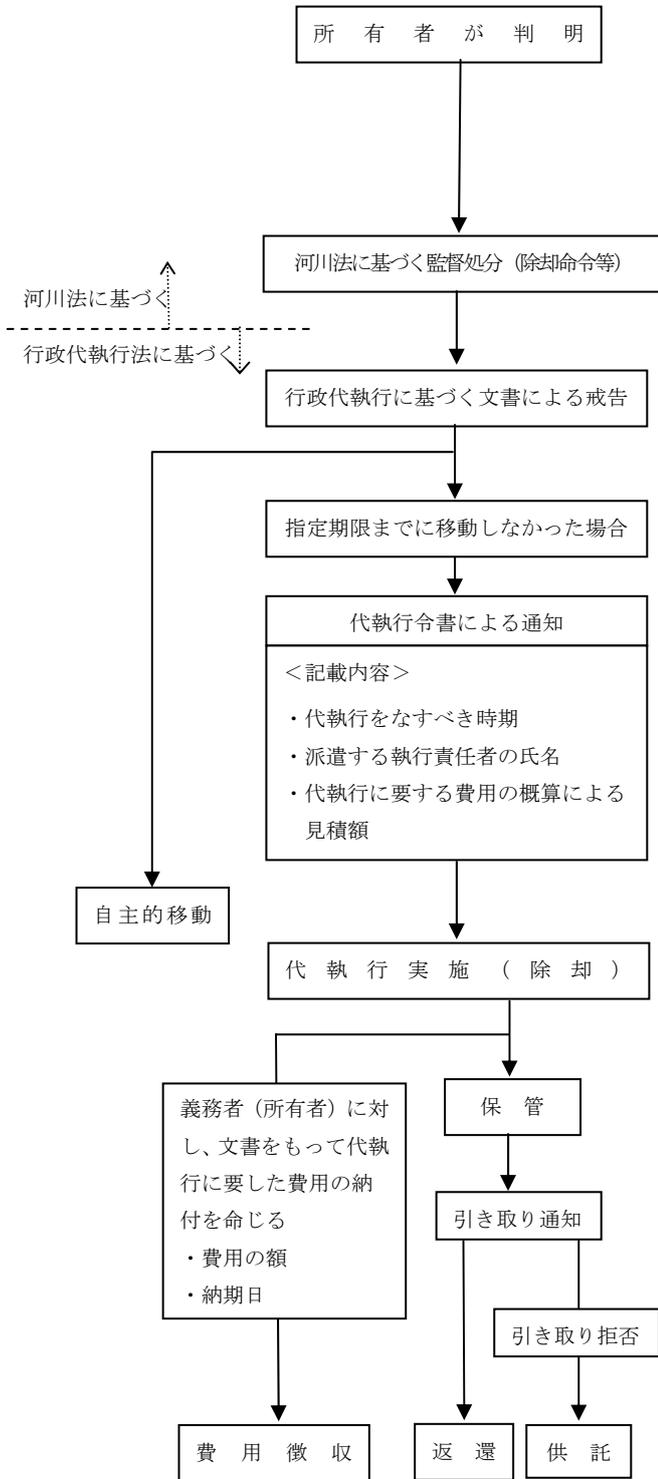
5. 法律に基づく規制手順

所有者確知において過失が無く、監督処分を命ずべき所有者が不明な場合は、河川法に基づく簡易代執行を実施し、所有者が判明している場合は、監督処分の後、行政代執行法の手続きに従って行う。（図－２）

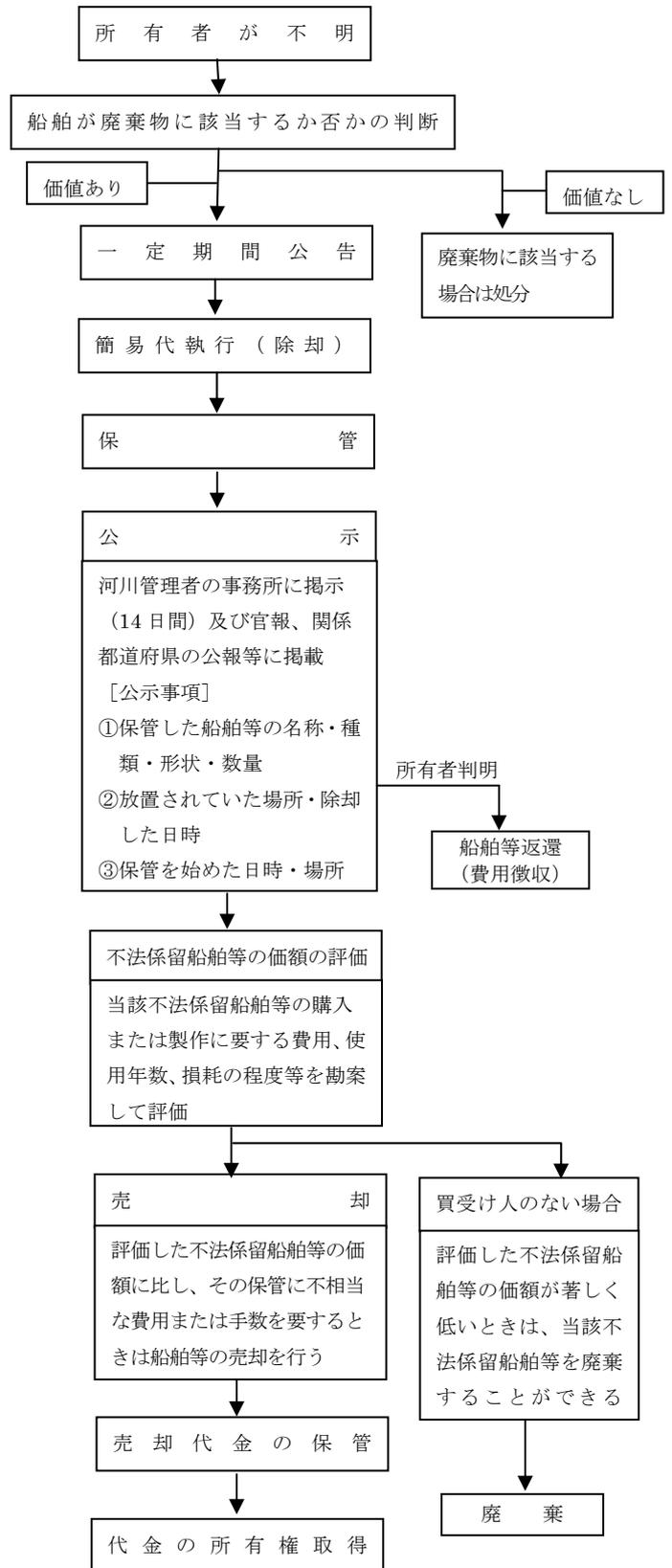
なお、特に悪質な不法行為者に対しては、刑事告発を実施する。

図-2 法律に基づく規制手順

[行政代執行法に基づく手順]



[河川法に基づく手順]



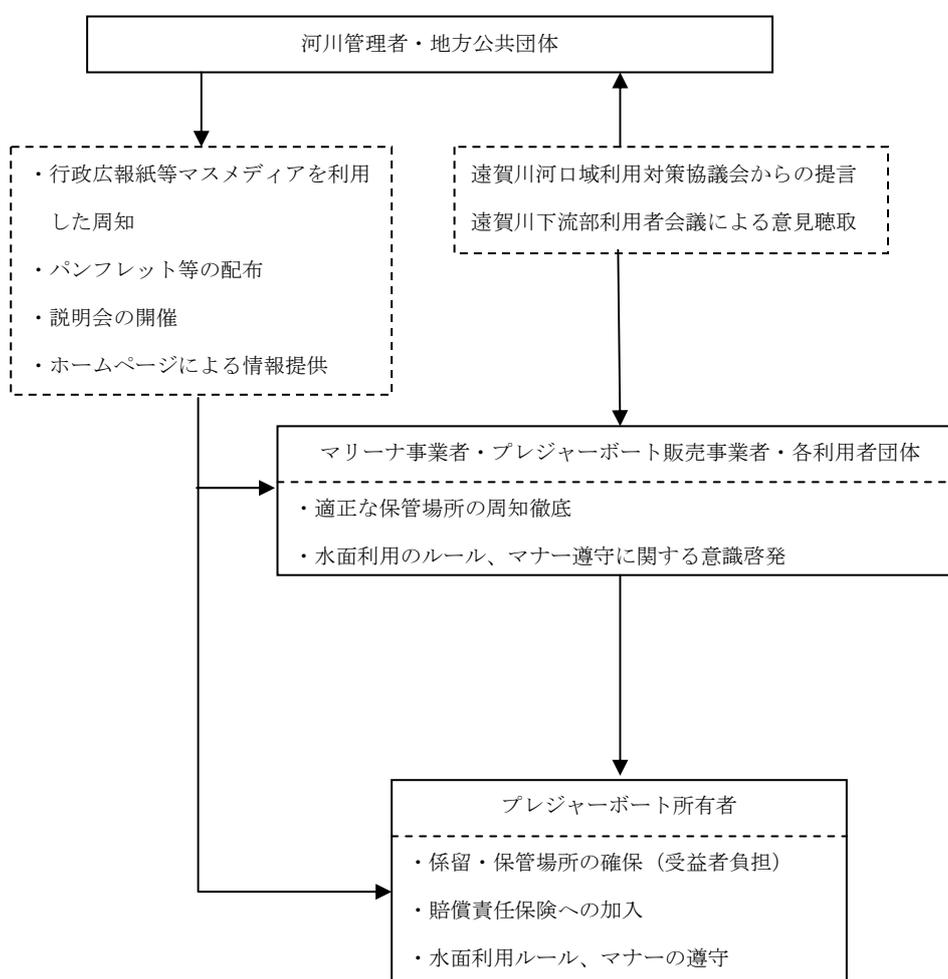
Ⅲ. その他

1. 関係者への広報啓発活動

水面利用の秩序の確立や係留・保管の適正化を図るためには、プレジャーボート所有者の自己責任の原則を前提にしながら、関係者の責務を明確にし、水面利用のルールやマナーの遵守等について、意識の啓発活動を行う必要がある。

特にマリーナ事業者等においてはプレジャーボート利用者等と直接相対する立場にあり、係留保管に関する情報の提供やルール・マナーの遵守等の意識、啓発活動に積極的な役割を果たすことが望まれる。

そこで、各河川管理者は地方公共団体や各種事業者と情報交換や調整を行う等連携を図りつつ、広く情報提供や啓発活動を実施することとする。



2. 計画推進のための体制と期待される役割

プレジャーボートの水面利用の秩序を確立し、係留保管の適正化を図るためには河川管理者による取り組みだけでなく、関係地方公共団体、警察機関等の他、マリナー事業者、利用者団体、漁業関係者等が相互に連携を強化する必要がある。そのため、定期的な情報交換や連絡調整を積極的に実施し必要な対策を講じていくこととする。

